

希望の星保育園重要事項説明書

社会福祉法人 賢儀天寿会

希望の星保育園

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業の目的	1
2. 運営の方針	1
3. 当園の概要	1
4. 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日	2
5. 職員体制・職種・職務の内容	2
6. 提供する保育の内容	3
7. 給食等について	4
8. 当園と保護者の連絡について	4
9. 当園の利用に際し留意していただきたいこと	5
10. 健康診断等について	8
11. 保育料	8
12. 支払について(時間外保育料や実費徴収の料金)	8
13. 保育利用の開始及び終了について	9
14. 賠償責任保険の加入	9
15. 嘱託医	9
16. 緊急時の対応方法	10
17. 非常災害時の対策	10
18. 虐待防止の為の措置	10
19. 要望・苦情等に関する相談窓口	10

1 事業の目的 ★

社会福祉法人賢儀天寿会希望の星保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2 運営の方針 ★

- ・ 入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」といいます。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・ 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、保育を行います。
- ・ 利用乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3 当園の概要

法人種別	社会福祉法人
名称	賢儀天寿会 希望の星保育園
所在地	うるま市みどり町5丁目18番9号
認可年月日	昭和57年3月31日
電話番号	098-972-3800
園長氏名	兼城佐代子
利用定員（年齢別）	0歳8人 1・2歳30人 3歳以上38人
実施する事業の種類	乳児保育、時間外保育、障がい児保育等、
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。 ※自己評価の詳細については、事務室に備えてありますので、いつでもご覧下さい。

- ・ 職員への研修実施は、県内外の外部研修に参加し、受講後は研修報告会、園内研修等において全職員で周知し知識や情報を深めることでスキルアップに努めています。

4 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日 ★

開園日	開園時間	保育標準時間		休園日
月曜日～金曜日 土曜日	7 時～19 時 7 時～18 時	保育提供時間	時間外保育時間	日曜日
		7 時～18 時	18 時～19 時 (月～金)	祝祭日 6 月 23 日 (慰霊の日)
		保育短時間		12 月 29 日から 1 月 3 日まで
		保育提供時間	時間外保育時間	
		8 時～16 時	7 時～8 時 又は 16 時～18 時 及び 18 時 ～19 時	

※時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途、保育料が必要となります。

5 職員体制 ★

職 名	常勤	内) 有資格者	非常勤	内) 有資格者
園 長	1名	1名		
主任保育士	1名	1名		
副主任保育士	1名	1名		
保 育 士	7名	7名	5名	5名
保 育 補 助			2名	2名
看 護 師			1名	1名
事 務 職 員	1名	1名		
調 理 員	1名	1名	1名	1名
嘱 託 医			2名	2名

(職員の職種、職務の内容)

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

(2) 主任保育士 1名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

(3) 副主任保育士 1名

主任保育士の業務を補佐しつつ、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡、保育士の育成等の業務を行う。また、保育園の現状と課題をマネジメントと保育現場の両面から把握し、改善の提案等を行う。

(4) 保育士 12 名

保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

・専門リーダー

主任保育士の業務を補佐しつつ、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡、保育士の育成等の業務を行う。また、保育現場の現状と課題について把握し、改善の提案等を行う。

・職務分野別リーダー

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

役職の業務内容を理解し、保育士としての資質の向上を図る。

(4)-2 保育補助 2 名

保育補助は保育士と密に連携しながらより良い保育環境を作り、保育活動時の安全確保を行う

(5) 看護師 1 名

看護師は、園児の健康管理、保健衛生に関する業務を行う。

(6) 調理員 2 名

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

・職務分野別リーダー

その業務に従事し、計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

役職の業務内容を理解し、資質の向上を図る。

(7) 事務員 1 名

事務員は、保育園内の経理事務及び、事務一般の処理を行う。

(8) 嘱託医 2 名

嘱託医は、園児の健康（内科医）や歯に関する診断（歯科医）助言・指導を行う。

6 提供する保育の内容 ★

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）養護と教育の一体的な提供

保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

（2）子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

（3）障害児保育

保育士は一人ひとりの心に寄り添い、個々の発達の状況に合わせた保育を行います。

7 給食等について

(1) 提供方針

給食については、すこやかな心身の成長および全ての活動の源となる大切なものと認識しております。個々の年齢・性別・発達状況を把握し、適当なエネルギー及び栄養素量を設定しています。温かくゆとりのある食事時間の中で、保育士やお友だちと一緒に楽しく食事をしながら、人間的な信頼関係の基礎をつくる場となっています。

(2) 提供方法

給食は自園にて調理していますので、それぞれの子どもの成長・発達に合わせた食事など個別対応が可能です。子どもの噛む力を育て、スプーンや箸使いが上達していくように食材や調理法を工夫しています。

※毎月第3木曜日（誕生会）には、お弁当をお願いします。お弁当は食への関心を広げ家庭との連携となり、子どもたちにとって何よりのお楽しみです。

(3) 昼食・おやつ

県産品など地域性のある新鮮な食材を取り入れ、季節感を大切にしながら食体験を広げ、良い食習慣が身に付くような献立となっています。献立表には、その日使用する食材を三色に分類してあります。毎月1日に配布する園だよりに献立表を記載してありますのでご覧下さい。

(4) アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をいたします。（例）卵・牛乳・小麦粉など除去食を開始する際には医師の診断書（アレルギー疾患生活管理票、うるま市様式）を提出頂き、確認後開始致します。

尚、6ヶ月に1回、最低でも年1回は医療機関を受診し継続又は解除の確認をお願いします。

(5) 衛生管理等

- ・給食施設事業開始届を中部福祉保健所（旧・石川保健所）に昭和58年5月26日届け出済みです。
- ・水質検査を調理前・調理後の1日2回実施しています。
- ・調理師および乳児担当保育士は、毎月検便を行っています。常に清潔、衛生を心掛け安心・安全な給食を提供しています。

8 当園と保護者の連絡について

- ・当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために家庭連絡帳を活用します。月に1回園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。
- ・多くの保護者の方に園内行事に参加頂けるよう年間行事予定表を年度の初め（4月）に配布しますのでご確認下さい。

9 当園の利用に際し留意していただきたいこと

(1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の9時までに御連絡願います。

(2) お迎えが遅れる場合、及び、お迎えが臨時に代わる場合

保育標準時間の方は18時までに、保育短時間の方は16時までに御連絡願います。お迎えが遅れる場合は、原則として随時の時間外保育扱いとなります。

(3) 毎朝の体調確認

登園前に必ず検温を行い、健康状態（熱、食欲、機嫌、発疹がないか等）の確認を行って下さい。

(4) 発熱している場合について

熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。(下記の一覧をご参照下さい)

＜発熱時の対応＞

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
＊発熱期間と同日の回復期が必要 ・朝から37.5℃を超えた熱と共に元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れていない ・24時間以内に解熱剤を使用している ・24時間以内に38℃以上の熱がでた ＊1歳以下の場合は平熱より1℃以上高い時（38℃以上ある時も同様）	＊前日38℃を超える熱がでていない ・熱が37.5℃以下元気あり機嫌 顔色が良い ・食事や水分が摂れている ・発熱を伴う発疹が出ていない ・排尿の回数が減っていない ・咳や鼻水を認めるが増悪していない ・24時間以内に解熱剤を使用していない又、38℃以上の熱がでていない	＊38℃以上の発熱がある ・元気がなく機嫌が悪い ・咳で眠れず目覚める ・排尿回数がいつもより減っている ・食欲なく水分がとれない ※熱性痙攣の既往児は医師の指示に従う

(5) 与薬について

医療行為に当たるため原則として与薬は行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要な場合に限り、保護者の承認を得た上で個別に御相談させていただきます。

(与薬の際は、与薬依頼票、お薬説明書を添えて下さい。)

(6) 急に時間外保育が必要な場合

保育標準時間の方は18時までに、保育短時間の方は16時までに御連絡願います。その際、時間外料金が発生します。

(7) 感染症について

①麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園する場合は、医師発行の「登園許可証」を提出してください。（下記の一覧表をご参照ください）

②感染症等の流行をサーベイランスで早急に把握し地域の情報を玄関に掲示、保健だよりで発信します。

(表1) 医師の意見書（登園許可証）を要する感染症

病 名	潜伏期	症 状	登園のめやす	登園許可証
麻疹(はしか)	10～12日	発熱、鼻水、くしゃみ 発疹が顔、体に出る	解熱後3日経過してから	必要
風疹(3日はしか)	2～3週間	発熱、発疹、リンパ腺の腫れ	発疹消失してから	必要
水痘 (水ぼうそう)	2～3週間	発熱、小さな発疹が全身に出る。感染力大	全ての発疹がかさぶたになってから	必要
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	2～3週間	発熱、耳の下からあごにかけてはれと痛み	耳下腺、顎下腺の腫張が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで	必要
咽頭結膜熱 (プール熱)	5～6日	高熱が4～5日続き、喉の痛み、眼のかゆみや充血	主要症状(充血・熱・咳)が消失して2日経過してから	必要
流行性角結膜炎	1週間 以上	目やに、充血、まぶたの発赤と腫れ	結膜炎の症状が消失してから	必要
百 日 咳	6～15 日	咳こんだ時後に「ヒュー」と長く吸い込む	特有な咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療を終了するまで	必要
結 核	3か月 ～数10年	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ、食欲不振、顔色の悪さ	医師により感染の恐れがないと認められていること	必要
腸管出血性大腸菌感染症(O157 O26,O111 等)	O157は 3日～4日 その他は 10時間～6日	水様下痢便や腹痛、血便がみられる 無症状の場合もある	医師により感染のおそれがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能)	必要
急性出血性 結膜炎	1日～3日	強い目の痛み、目の結膜(白眼の部分)の充血、結膜下出血がみられる。また、目やに、角膜の混濁等もみられる	医師により感染の恐れがないと認められていること	必要
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	4日以内	発熱、頭痛、嘔吐があり、急速に重症化する場合がある	医師により感染の恐れがないと認められていること	必要

(表2) 医師の意見書(登園許可証)を要しない感染症

病 名	潜伏期	症 状	登園のめやす	登園許可証
新型コロナ ウイルス感染症	3～5 日間	発熱・呼吸器症状、倦怠感 頭痛、消化器症状、味覚異常	発症した後 5 日経過し、かつ症 状が軽快した後1日経過してから	保護者 記入用紙
インフルエンザ	1～2 日	高熱、のどの痛み、咳 関節痛等	解熱した後 3 日経過し、かつ 発症から 5 日経過	保護者 記入用紙
溶 連 菌 感 染 症	2～7日	発熱、咽頭痛、発疹	有効治療を初めてから 3日経過後	必要なし
手足口病	2～7日	手の平、足の裏や甲、口の中 に小さい発疹	発熱無く、普段の食事が取れる。 発疹がふえてこない。	必要なし
ウイルス性腸炎 ノロ・ロタウイルス	1～3日	嘔吐、下痢	嘔吐、下痢が治まり(良便が確認 でき)普段の食事ができる	必要なし
りんご病 (伝染性紅班)	1～2週間	頬に赤い発赤後、手足に網 目状の発疹	全身状態が良いこと	必要なし
とびひ	2～10 日	びらん、かゆみ、水疱	病院受診、内服薬や軟膏処置 を受けている。患部はガーゼ 等で保護する	必要なし
RSウイルス 感染症	4～6日	発熱、鼻水、喘鳴、 呼吸困難	重篤な呼吸器症状が消失し全身 状態が良いこと	必要なし
マイコプラズマ 肺炎	2～3週間 (1～4週間)	はげしい咳、発熱、頭痛	症状が改善し全身状態が良い	必要なし
ヘルパンギーナ	3日～6日	高熱、のどの痛み、咽頭に 赤い粘膜しんがみられ、次 に水疱(水ぶくれ)となり 間もなく潰瘍となる	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の 影響がなく、普段の食事がとれる こと	必要なし
帯状疱疹	不定	軽度の痛みや違和感、かゆ み、多数の水疱が集まり紅 斑となる	すべての発しんが痂皮(かさぶ た)化していること	必要なし
突発性発しん	9日～10日	3日間程度の高熱の後、解 熱するとともに紅斑が出現 し、数日で消える	解熱し機嫌が良く全身状態が良 いこと	必要なし

保育所における感染症ガイドラインより

10 健康診断等について

(1) 健康診断・歯科検診

年2回、嘱託医（内科医、歯科医）が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

(2) 身体測定

毎月第3週の月曜日～水曜日に身長・体重の測定を行います。結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

(3) 尿検査

年2回、検査を行い病気の早期発見に努めています。結果については児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

(4) フッ化物洗口

歯科医の指導のもと、フッ化物洗口を通して虫歯予防に努めています。ブクブクうがいができるようになった3, 4, 5歳児を対象に行います。

開始前には、保護者に同意（同意書）を得た上で実施します。

※その他、日ごろの様子でご心配なことがありましたら御相談ください。

11 保育料 ★

(1) 基本保育料

支給認定をした市町村が定める保育料を市町村にお支払いいただきます。

(2) 時間外保育料

日割 300 円（1 時間を超えた場合は更に 300 円）、月割 3,000 円

(3) 実費徴収

① 3, 4, 5 歳児クラスの給食費

A 市民税所得割額 57,700 円以上世帯児童)

副食費 4,500 円+主食費 500 円＝月額 5,000 円

B 副食費免除世帯（副食費 4,500 円市負担）

主食費 500 円 月額 500 円

※給食費徴収額は階層区分の変更により変動します。

②保護者会費 保護者会則において決定する

③その他、保育等の提供に要する実費徴収

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
教材費	体操着・クレヨン・ハサミ等 個人の保育用品 ※必要な教材は各クラスにより異なります	一人 1,300 円～ 6,000 円程度 ※物価変動等、諸般の事情により金額が増減する場合があります。ご了承下さい。

12 支払について（時間外保育料や実費徴収の料金） ★

◎現金払

①時間外保育料・・・月割を利用の方は毎月 10 日までに担当者にお支払い下さい

日割りの方は当日お迎えの時に担当者にお支払い下さい。

②給食費・・・毎月 14 日までに担当者にお支払い下さい。

尚、滞納の場合、保護者、当園、うるま市と相談後、同意の上で
児童手当からの充当をする場合がございます。

③その他・・・別途でその都度お知らせ致します。

1 3 保育利用の開始及び終了について ★

保育利用開始につきましては、書類審査や家庭状況の調査などにより決定します（うるま市役所へ申込）。また、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

①保育の必要性の事由に該当しなくなったとき

ア、出産の場合→ 保育実施期間は原則産前 2 ヶ月から産後 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで

イ、就労予定の場合 → 勤務（復帰）確認後、継続
（育児休業復帰予定） 勤務（復帰）していない場合、退園

ウ、求職の場合→ 求職開始から 90 日を上限として市が定める期間（保育実施）。
保育利用の終了日の 15 日前までに勤務もしくは採用予定証明書を保育係まで提出。勤務確認後、継続。提出が確認できない場合は、保育利用の終了日で退園

②該当書類の提出が期間満了月の 15 日までに提出（役所まで）されない場合は、退園となります

③保育園利用開始後に市外転出の場合

④その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

⑤ 小学校に就学したとき

1 4 賠償責任保険の加入

（1）保険会社

大同火災海上保険株式会社

（2）保険の種類

賠償責任保険

（3）保険金額

	1 事故につき支払限度額
施設管理及び用法によって被る被害	300,000 千円
生産物によって被る被害	300,000 千円

1 5 嘱託医

（1）内科

名称	医療法人 賢儀天寿会 うるま記念病院
所在地	うるま市昆布 1 8 3 2 - 3 9 7
電話番号	0 9 8 - 9 7 2 - 6 0 0 0

（2）歯科

名称	パーク歯科
所在地	うるま市みどり町 1 - 1 - 6
電話番号	0 9 8 - 9 7 4 - 3 6 6 3

1 6 緊急時の対応方法 ★

容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

救急	氏名 うるま市消防本部 具志川消防署		
	所在地 うるま市太田 44－1	TEL 1 1 9	
外科	氏名 沖縄県立中部病院		
	所在地 うるま市宮里 2 8 1 番地	TEL 098－973-4111	

1 7 非常災害時の対策 ★

消防計画作成 (変更) 届出書	うるま市消防署 毎年 1 回提出			
	防火管理者 兼城 佐代子		氏名 園長 兼城 佐代子	
避難訓練	火災及び地震（津波）を想定した避難訓練（月 1 回）を実施します。			
防災設備	自動火災報知機・消火器・煙感知器・誘導灯			
火災避難場所	第 1 避難場所	園庭	第 2 避難場所	ビーバー公園
津波避難場所	第 1 避難場所	園庭	第 2 避難場所	具志川商業高校

・不審者については早期に危険を発見し、すばやく対応できるよう「不審者対応マニュアル」を作成し、園児の安全確保に努めています。

※不審者についての情報があつた場合には電話やメール等で保育園までご連絡下さい。

T E L 098-972-3800 メール kibou@ii-okinawa.ne.jp

1 8 虐待防止の為の措置

当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

1 9 要望・苦情等に関する相談窓口

(1) 受付方法

面接・文書・電話などの方法で受け付けます。

(2) 受付担当者

氏名 仲村綾美 (役職 主任) Tel 9 7 2 - 3 8 0 0

(3) 解決責任者

氏名 兼城佐代子 (役職 園長) Tel 9 7 2 - 3 8 0 0

希望の星保育園 園長兼城佐代子
 代理人（保育士 ）

令和 年 月 日